

岐阜県公報

目次

告示

多治見市の区域内の町の区域変更

(市町村課) 六三五 ページ

監査委員告示

定期監査の結果

(監査委員) 六三六

公示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 六三八

届出受理事務の委任

(生活衛生課) 六三八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 六三九

告示

岐阜県告示第五百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、多治見市の区域内の町の区域を変更した旨多治見市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

| | |
|---------|---------------------|
| 新たに画する町 | 新たに画する町の区域に含まれる従前の町 |
| 山吹町二丁目 | 山吹町三丁目の一部、生田町二丁目の一部 |

この処分は、平成二十二年十月十五日から効力を生ずる。

平成二十二年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲示場

県庁及び多治見市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十二年十月八日から

同 年十月二十九日まで

第二千八百八十九号
平成二十二年十月八日

(金曜日)

監査委員告示

岐阜県監査委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十二年七月二十九日から同年九月二十八日まで執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十二年十月八日

監査委員 伊藤 正雄
 監査委員 矢野 成二
 監査委員 帆谷 信一
 監査委員 水谷 雄二
 監査委員 神戶 正雄

第 1 監査実施機関数

| 知事直轄 | 監査実施機関数 | | 監査結果件数 | | |
|-----------|---------|------|--------|------|------|
| | 指摘あり | 指導あり | 指摘事項 | 指導事項 | 本課検討 |
| 3 | | | | | |
| 総務部 | | | | | |
| 総合企画部 | | | | | |
| 環境生活部 | 6 | 1 | 1 | 1 | |
| 健康福祉部 | | | | | |
| 商工労働部 | | | | | |
| 農政部 | 8 | 1 | 3 | 9 | 1 |
| 林政部 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 県土整備部 | 3 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| 都市建設部 | | | | | |
| ぎふ清流国体推進局 | | | | | |
| 振興局 | | | | | |

| 教育委員会 | 22 | 3 | 6 | 9 | 3 | 6 |
|-------|----|---|----|----|---|----|
| 警察本部 | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| その他の | 3 | | | | | |
| 合計 | 49 | 4 | 13 | 26 | 4 | 22 |

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第 2 監査結果

平成 22 年 7 月 29 日から 8 月 9 日まで及び 9 月 28 日に監査を実施した本庁及び現地機関に関する監査結果です。

監査結果については、監査対象機関に対し指摘又は指導を行い、是正、改善又は必要な検討を求めました。

1 知事直轄

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-------|-----------|------|------|
| 危機管理課 | 平成22年8月3日 | なし | なし |
| 防災課 | 平成22年8月3日 | なし | なし |
| 消防課 | 平成22年8月3日 | なし | なし |

2 環境生活部

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|---------|-----------|------|------|
| 廃棄物対策課 | 平成22年8月6日 | なし | なし |
| 不法投棄監視課 | 平成22年8月6日 | なし | なし |
| 地球環境課 | 平成22年8月6日 | なし | 1件 |

| | | | | |
|----------|-----------|----|--|----|
| 男女参画青少年課 | 平成22年8月2日 | なし | | なし |
| 少子化対策課 | 平成22年8月2日 | なし | | なし |
| 人権施策推進課 | 平成22年8月2日 | なし | | なし |

3 農政部

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-----------|------------|---------------|------|
| 農業技術課 | 平成22年8月4日 | なし | なし |
| 農産園芸課 | 平成22年8月4日 | 1件 調定時期の遅延 | 1件 |
| 畜産課 | 平成22年8月4日 | なし | 3件 |
| 岐阜家畜保健衛生所 | 平成22年7月29日 | なし | 2件 |
| 西濃家畜保健衛生所 | 平成22年7月29日 | なし | なし |
| 中濃家畜保健衛生所 | 平成22年7月29日 | なし | 2件 |
| 東濃家畜保健衛生所 | 平成22年7月29日 | なし | なし |
| 飛騨家畜保健衛生所 | 平成22年7月29日 | なし | なし |

4 林政部

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|--------|-----------|------|------|
| 県産材流通課 | 平成22年8月9日 | なし | なし |
| 森林整備課 | 平成22年8月9日 | なし | なし |
| 治山課 | 平成22年8月9日 | なし | 1件 |

5 県土整備部

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-------|-------|------|------|
| | | | |

| | | | | |
|---------------|------------|----|--|----|
| 技術検査課 | 平成22年8月4日 | なし | | なし |
| 古川土木事務所 | 平成22年7月30日 | なし | | 5件 |
| 宮川上流河川開発工事事務所 | 平成22年7月29日 | なし | | なし |

6 教育委員会

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-----------|------------|----------------------|------|
| 教職員課 | 平成22年8月5日 | なし | なし |
| 教育研修課 | 平成22年8月5日 | なし | 1件 |
| 社会教育文化課 | 平成22年8月5日 | なし | なし |
| 又がーッ健康課 | 平成22年8月5日 | なし | 1件 |
| 美術館 | 平成22年7月29日 | なし | 1件 |
| 羽島北高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 各務原西高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 岐阜各務野高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | 1件 |
| 羽島高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | 1件 |
| 岐阜工業高等学校 | 平成22年9月28日 | 1件 取得建物の未登記 | なし |
| 揖斐高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 池田高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 大垣南高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 大垣東高等学校 | 平成22年9月28日 | 1件 債権者の誤り及び支払いの遅延 | なし |
| 大垣商業高等学校 | 平成22年9月28日 | 1件 支払いの遅延 | なし |

| | | | | |
|--------------|------------|----|----|----|
| 大垣工業高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |
| 華陽フロンティア高等学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | 1件 |
| 海津特別支援学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |
| 郡上特別支援学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |
| 関特別支援学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |
| 中濃特別支援学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |
| 東濃特別支援学校 | 平成22年9月28日 | なし | なし | なし |

7 警察本部

| | | | |
|-------|------------|------|------|
| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
| 飛騨警察署 | 平成22年7月30日 | なし | 1件 |

8 その他

| | | | |
|----------|------------|------|------|
| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
| 労働委員会事務局 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 人事委員会事務局 | 平成22年9月28日 | なし | なし |
| 監査委員事務局 | 平成22年8月6日 | なし | なし |

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第四十三号）第五十四条第一項に規定する指定

自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（病院又は診療所）

| | | | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療を担当する診療科名 | 自立支援医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| 長良内科クリニック | 岐阜市八代二一 | 内科 | 精神通院 | 平成三〇・一 |
| MISTクリニック | 中津川市えびす町七三〇ISHI X駅前ビル五階 | 心療内科、脳神経外科 | 精神通院 | 平成三〇・一 |

（薬局）

| | | | |
|------------|---------------------|-----------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| シノタ薬局中央店 | 岐阜市沖ノ橋町一九二 | 精神通院 | 平成三〇・一 |
| 中部薬品神岡薬局 | 飛騨市神岡町東町五二七一 | 精神通院 | 平成三〇・一 |
| 中部薬品則武中央薬局 | 岐阜市則武新田土地区画整理地六一街区一 | 精神通院 | 平成三〇・一 |

（訪問看護）

| | | | |
|---------------------|------------|-----------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| 岐阜社会保険訪問看護ステーションふれ愛 | 可児市土田一二二一五 | 精神通院 | 平成三〇・一 |

届出受理事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第五条の二第一項の規定により次のとお

り調理事業務従事者届出受理事務を委任したので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

1 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社団法人岐阜県調理師連合会

所在地 岐阜市司町一番地

2 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

| 名称 | 所在地 |
|-----------|------------------------------|
| 岐阜市調理師連合会 | 本巣郡北方町高屋白木二丁目三五番地 |
| 伊奈波調理師協会 | 各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内 |
| 羽島調理師協会 | 各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内 |
| 西濃調理師協会 | 大垣市江崎町四二番地の三 西濃保健所内 |
| 海津市調理師協会 | 海津市南濃町太田七番地 |
| 養老調理師協会 | 養老郡養老町高田四五番地の一 |
| 揖斐本巣調理師協会 | 揖斐郡揖斐川町上南方一番地の一 西濃保健所揖斐センター内 |
| 中濃調理師協会 | 美濃市生櫛一六二番地の二 関保健所内 |
| 可茂調理師協会 | 可児市下切二五八七番地の一 |
| 郡上調理師協会 | 郡上市八幡町初音一七二七番地の二 関保健所郡上センター内 |
| 多治見調理師協会 | 多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃保健所内 |

| | |
|----------|------------------------|
| 恵那調理師協会 | 恵那市長島町中野四〇番地の一 |
| 中津川調理師協会 | 中津川市高山一一八〇番地の六 |
| 益田調理師協会 | 下呂市森八五九番地の三一 中央ビル二階 |
| 高山調理師協会 | 高山市本町一丁目六六番地 |
| 南古城調理師協会 | 飛騨市古川町片原町六番地の二三 |
| 神岡調理師協会 | 飛騨市神岡町東町三七八番地 神岡商工会議所内 |
| 上宝調理師協会 | 高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根一四七七番地 |

二 行わせることとした届出受理事務の範囲

1 調理師業務従事者届出の受理

2 帳簿の備付け及び保存

3 届出受理結果の報告

4 届出該当調理師に対する周知及び指導

5 その他届出受理事務の実施に必要な事務

三 届出受理事務を行わせることとした年月日

平成二十二年六月八日

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年十月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地
（仮称）ケーヨーデイズ大垣赤坂店

